

使い捨てプラスチック汚染対策に関する決議（日本語概要）

- 使い捨てプラスチックの環境影響に対処するための国家レベル・地域レベルの対策を立案・実施することを奨励（パラ 1）
- 民間セクターと協力し、イノベーションにより、使い捨てプラスチックの代替製品として安価で環境にやさしい製品を創出し、製品の全環境影響に配慮したビジネスモデルを促進することを要請（パラ 4）
- 資源効率的な設計、生産、使用及びプラスチックのライフサイクルに渡る適正管理を促進することを奨励し、プラスチック製品の影響、持続可能な消費パターンの促進及び持続可能な代替製品に関する環境教育を実施することを奨励（パラ 5）
- 使い捨てプラスチックの廃棄に対処するため、法律、国際協定の実施、廃棄物処理インフラの整備、廃棄物管理の改善及び廃棄物削減の支援に加え、環境上適正な清掃活動及び情報交換やイノベーション支援による包括的な行動を実施することを奨励（パラ 6）
- 加盟国、政府間組織、学界、NGO、民間、その他の利害関係者に、科学的研究及び環境にやさしい使い捨てプラスチックの代替製品の開発の促進や協力強化とともに、地方、国及び地域レベルでの自主的及び規制的な枠組みによってプラスチック汚染に対処することを要請（パラ 7）
- 事務局長に対し、他の国連組織、ファンド及びプログラムとのパートナーシップを通じて、以下を依頼（パラ 8）
 - 加盟国から要請があった場合、使い捨てプラスチックの環境影響に対処するための国家・地域行動計画の策定及び実施支援
 - 支援を要請した途上国を中心とする政府、学界、NGO、民間、その他の利害関係者に対する、使い捨てプラスチックの環境影響及び環境にやさしい革新的な代替品の促進に関する技術的・政策的な支援の促進・調整
 - プラスチック汚染に対処するために実施した行動及びプラスチックとその代替製品のライフサイクルでの環境影響に関する既存情報を利用可能とし、UNEA5 の前に共有